

H30.12.11 香美市協働のまちづくり条例 新旧対照表

第1条 目的

旧	改正案
<p>この条例は、市民と市の協働のまちづくりに関し基本的な事項を定めることにより、まちづくり活動への市民の参画を促進し、市民によるまちづくりの実現を<u>目指すことを目的とする。</u></p>	<p>この条例は、市民と市の協働のまちづくりに関し基本的な事項を定めることにより、まちづくり活動への市民の参画を促進し、市民によるまちづくりの実現に<u>寄与すること</u>を目的とする。</p>

第2条 定義

旧	改正案
<p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 市内に住所を有する人、市内で働く人、市内で学ぶ人、市内で事業を営む人、市内で活動する人及び法人その他の団体をいう。</p> <p>(2) 市 市長及びその他の執行機関</p> <p>(3) 参画 市民が市の政策等の企画立案、実施及び評価に主体的に参加することをいう。</p> <p>(4) 協働 まちづくりを推進するために、市民と市がそれぞれ果たすべき役割を自覚し、対等な立場で、相互に補完しながら共に行動することをいう。</p> <p>(5) 地域コミュニティ 居住地域を同じくし、利害を共にする共同社会をいう。</p>	<p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 <u>次に掲げるものをいう。</u> <u>ア 市内に住所を有する人</u> <u>イ 市内で働く人</u> <u>ウ 市内で学ぶ人</u> <u>エ 市内で事業を営む人</u> <u>オ 市内に土地又は家屋を有する人及び法人その他の団体</u> <u>カ 市内で活動する人及び法人その他の団体</u></p> <p>(2) 市 市長及びその他の執行機関</p> <p>(3) 参画 市民が市の政策等の企画立案、実施及び評価に主体的に参加することをいう。</p> <p>(4) 協働 まちづくりを推進するために、市民と市がそれぞれ果たすべき役割を自覚し、対等な立場で、相互に補完しながら共に行動することをいう。</p> <p>(5) 地域コミュニティ 居住地域を同じくし、利害を共にする共同社会をいう。</p>